

市税等を「納付書」又は「口座振替」で納付いただいている方へ

## 令和6年度 個人住民税の定額減税について

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税（個人市民税・個人県民税）において定額減税を実施することとなりました。

個人住民税の定額減税の概要は、以下のとおりです。

### ■対象となる方

- 令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下で、定額減税前の所得割額がある方。

### ■定額減税額

- 本人及び配偶者を含めた扶養親族<sup>※</sup>1人につき1万円  
※ 国内に住所を有する方に限ります。

### ■定額減税の実施方法（個人住民税の納付方法により異なります）

#### 普通徴収の方（納付書又は口座振替で納付する方）

定額減税額を第1期分（令和6年6月納期）の税額から控除し、控除しきれない場合は第2期分（令和6年7月納期）以降の税額から順次控除します。

【通常】



【定額減税後】



## 年金特別徴収の方（公的年金などから個人住民税が差し引かれる方）

### ①年金支給が2年目以降の方

定額減税額を令和6年10月支給分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月以降支給分の特別徴収税額から順次控除します。

【通常】

特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）			
税負担	4月	6月	8月	10月	12月	令和7年2月

【定額減税後】

特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）			
税負担	4月	6月	8月	10月	12月	令和7年2月

### ②年金支給が初年度の方

定額減税額を第1期分（令和6年6月納期）の税額から控除し、控除しきれない場合は第2期分（令和6年7月納期）以降の税額から順次控除します。

【通常】

普通徴収				特別徴収（本徴収）			
税負担	6月	7月	8月	9月	10月	12月	令和7年2月
	1期	2期	3期	4期			

【定額減税後】

普通徴収				特別徴収（本徴収）			
税負担	6月	7月	8月	9月	10月	12月	令和7年2月
	1期	2期	3期	4期			

## お問い合わせ

個人住民税：米沢市総務部税務課 市民税担当  
☎0238-22-5111（内線2320～2325）  
受付時間：平日8:30～17:15

所得税：米沢税務署  
☎0238-22-6320  
受付時間：平日9:00～17:00